

控 訴 状

令和7年1月24日

東京高等裁判所 御中

控 訴 人 宮 部 龍 彦

〒252-0021

神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1番23-102号

レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ(送達場所)

(電話 080-1442-9144)

(FAX 050-6877-5434)

控 訴 人 宮 部 龍 彦

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

被 控 訴 人 新 潟 県

被告代表者兼処分行政庁 新潟県教育委員会

上記代表者教育長 佐 野 哲 郎

訴訟物の価格 160万円

ちょう用印紙額 1万9500円

上記当事者間の新潟地方裁判所令和6年(行ウ)第1号決定処分に係る執行停止処分の取消請求事件につき、令和7年1月16日下記判決の言渡しを受け、控訴人は、同月19日判決正本の送達を受けたが、同判決は不服であるから、控訴する。

第1 原判決の表示

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

## 第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 新潟県教育委員会がした令和5年7月21日付け部分公開決定処分に係る執行の停止処分を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

## 第3 控訴の理由

- 1 本件執行停止の「処分性」に関する原判決の誤り
  - (1) 原判決が述べる「暫定的措置」であるとの評価の誤り
    - ア. 原判決は、本件執行停止があくまで「一時的・暫定的」なものであり、取消訴訟の対象となる「処分」には該当しない、とする。
    - イ. しかし実際には、本件執行停止は既に1年以上継続しており、その間、控訴人は本件一部公開決定に基づく文書の交付を一切受けられていない。情報公開の価値はタイムリー性が極めて重要であり、こうした長期の遅延は実質的に非公開と等しい不利益を控訴人に与えている。
    - ウ. さらに、情報公開審査会は令和6年12月27日付答申(甲18号証)をもって、部分公開の正当性を認め、審査請求人(解放同盟)の主張に理由がないと結論づけた。これは、解放同盟による執行停止の必要性が既に失われていることを明確に示すものである。それにもかかわらず、実施機関は本件執行停

止を解除せず、いまだ事実上公開を行っていない。このように「形式上は暫定的措置」であっても、実際には1年以上も長期化して控訴人の権利利益を制限し続けている以上、その不利益は極めて重大かつ継続的である。

(2) 行審法の趣旨との関係

- ア. 行政不服審査法(行審法)は「簡易迅速かつ公正な手続」を掲げ(1条)、執行停止も限られた要件の下で認められるにすぎない。
- イ. にもかかわらず、実施機関が執行停止を暫定的手段として長期にわたり運用することで、最終的に情報が公開されないままに終わるという実態が生じている。本件はその典型例である。
- ウ. こうした状況が放置されれば、行審法の掲げる理念(簡易迅速な紛争解決)を没却する。執行停止が「暫定的なもの」だからこそ、迅速に裁決を行い、その要否を判断すべきであるにもかかわらず、実施機関が裁決を怠り、事実上の長期停止状態を維持している現実がある。控訴人が参加人として意見を述べた審査請求手続でも、実施機関が事務を大幅に遅延させている事実は明白であり、答申後も執行停止の解除手続を全く進めていない。
- エ. 原判決は「行政庁が不当に裁決までの期間を長期化することは考え難い」と述べる。しかし、現に本件では既に1年以上裁決が行われず、執行停止が継続している。情報公開審査会が答申を出したにもかかわらず、公開が行われぬまま放置されているのは、まさに原判決の前提を根本的に覆す事実で

ある。

(3) 「処分性」を肯定する必要性

- ア. 原判決は、執行停止により原告に生じる不利益は一時的で回復可能とする。しかし、情報公開は時機を逸して行われれば意味をなさない場合が多く、回復可能と断ずることは困難である。現に 1 年以上経過しても公開がなされておらず、控訴人の権利は著しく害されている。
- イ. 情報公開審査会の答申(甲 18 号証)においても、審査請求人である解放同盟の非公開要求は認められず、部分公開の妥当性が公式に確認された。それにもかかわらず執行停止だけが継続し、公開されないままの状態は、もはや「暫定的」とは呼べない実態上の非公開である。
- ウ. 以上に照らせば、行訴法 3 条 2 項にいう「処分」概念は、国民の権利利益を事実上制限し得る公権力行為を含むと拡張的に解釈するのが相当である。本件執行停止は、国民(控訴人)の情報公開請求権を長期にわたり制約し続けている以上、明らかに「行政庁の処分」に該当する。

2 原告適格に関する原判決の誤り

(1) 原告(公開請求人)の具体的権利侵害

- ア. 原判決は、本件執行停止は審査請求人(解放同盟)の利益保護を目的とするものであり、控訴人は「相手方以外の者」であるから法律上の利益を有しないとす。
- イ. しかし、控訴人は本件一部公開決定により文書の開示を受ける法律上の利益を確定的に得た立場である。その公開が執

行停止の長期化により実質的に妨げられている状況は、まさに控訴人の具体的な権利利益の侵害である。

- ウ. 情報公開は知る権利に基づく極めて重要な利益であり、「一時的」といいつつ 1 年以上公開が実現しない以上、その侵害は看過できない深刻さを帯びる。控訴人の原告適格を否定すべき理由はなく、むしろ認めることこそ情報公開制度の趣旨に合致する。

## (2) 部分公開決定の効力・情報公開の趣旨

- ア. 審査会答申(甲 18 号証)で、実施機関による部分公開決定が適法・妥当と判断されている点を踏まえれば、控訴人が該当情報を入手する法的利益は一層明確になっている。
- イ. それにもかかわらず、執行停止によって公開が保留されたままなのは、控訴人の具体的法律上の利益を制限するものである。原判決はこの点を十分考慮せず、「控訴人には取り返しのつかない不利益がない」と述べたが、実際には公開が 1 年以上も遅延する不利益は取り返し困難である。

## 3 その他(執行停止の違法性)

### (1) 行審法 25 条 4 項との関係

- ア. 本件で解放同盟が主張した「重大な損害」があったか否かについて、情報公開審査会は、解放同盟の非公開要求を退け(=本件部分公開は妥当)、事実上、重大な損害の存在を否定した。
- イ. にもかかわらず執行停止が 1 年以上継続している事実は、行審法 25 条 4 項の要件を実際に満たしていなかったにもかか

ならず執行停止が発動・継続されたことを意味し、その運用は裁量権の逸脱・濫用といえる。

(2) 権利救済の観点

ア. 公開を受ける利益が長期にわたり奪われる状況は、実質的に原処分(部分公開)の効力を骨抜きにする結果を招く。

イ. よって、本件執行停止は、その要件を欠くままに無期限に継続されている以上、明らかに違法であり、これを取り消す必要がある。

4 結論

以上のとおり、原判決が「本件執行停止には処分性がない」等として本件訴えを却下したのは、情報公開制度の趣旨や、本件審査会答申(甲18号証)により明らかとなった新たな事実経過、すなわち解放同盟の主張が退けられたにもかかわらず行政庁が裁決を行わず、執行停止を1年以上も継続させている現実を一切考慮しない形式的判断にとどまる。

本件執行停止は、実質的に控訴人の法律上の利益を侵害する違法な処分であり、実施機関の事務遅延によって暫定措置が長期化するという事態は、行審法が標榜する「簡易迅速な紛争解決」とも矛盾する。したがって、原判決を破棄のうえ、本件執行停止を取り消さなければならぬ。

以上

附 属 書 類

1 控訴状副本 1通